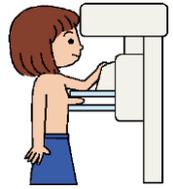


-



質問④ 健診は受診せず、がん検診のみの補助金の申請をしたいのですが…？

【回答】

続柄「本人」「妻」の方はがん検診等も補助金の対象となっておりますが、がん検診単体での補助金支給は行っていません。

がん検診等は「生活習慣病予防健診」または「特定(メタボ)健診」を受診されている方にオプションとして支給させていただくことから補助金を支給するためにはがん検診以外の健康診断も受診いただく必要があります。

パート先や市町村等で受診されている場合はその結果表のコピーを添付いただければ支給可能です。補助金申請の際は、『補助金交付申請書』・『健診結果表(通常の健診結果とオプション分結果の両方がわかるもの)』・『質問票(40歳以上の方)』・『オプション検査分領収書(原本)』を健康保険組合まで送付願います。

※続柄「妻」の方以外は「特定(メタボ)健診」のみが補助対象となり、がん検診は対象外となります。

-



質問⑤ 「健診」と「検診」では何が違いますか？

【回答】

「健診」とは健康診断の略語で、健康であるかを調べるために行い、「検診」はがん検診など特定の病気を早期発見することを目的としています。

ただし、「検診」を受診される場合は全額自己負担をする旨を伝えていただかないと健康保険を適用させる場合があります、その場合は3割負担となるので健保からの補助金の支給がなくなってしまいます。保険証を使用して受診しているケースが多いので、受診の際はご注意ください。

ただし、全額自己負担で受診すると補助金支給があっても最終的な個人負担が大きくなる場合もありますので事前に費用を医療機関に確認してください。

-



質問⑥ 人間ドック受診についても補助金の支給はありますか？

【回答】

人間ドックへの補助金制度はありませんが、生活習慣病予防健診と同じ項目を受診されている部分について生活習慣病予防健診と同額の補助金を支給しております。(補助金上限額については「補助金一覧」をご参照ください。)

受診される際は一度費用全額を自己負担していただき、後日健康保険組合に請求をお願いします。

その他、何かご不明な点は直接健保にご確認ください！
エア・ウォーター健康保険組合
TEL：011-212-2841
FAX：011-231-1980